

○東京藝術大学グローバル戦略評価・検証委員会規則

〔平成27年3月5日〕
制 定

改正 令和元年6月20日

(設置)

第1条 この規則は東京藝術大学グローバル戦略評価・検証委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本学のスーパーグローバル大学創成事業をはじめとするグローバル戦略の全般について、大学改革プラン推進会議（以下「会議」という。）の自己点検・評価結果を踏まえ、第三者評価を行う。

(組織)

第3条 委員会は、本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから学長が委嘱する7人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は委員の半数以上の出席によって成立し、議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前項において、出席できない委員は、書面をもって表決をなし、又は他の委員に表決を委任することができるものとし、この場合は出席したものとみなす。

(説明の要求等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、説明又は資料の提出等を求めることができる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めた場合、構成員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、国際企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、学

長が別に定める。

附 則

- 1 この規則の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第4条に定めるところにかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 2 この規則は、平成27年3月5日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月20日から施行する。